

年金トピックス

2025年10月8日

団体年金事業部

第1回「企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会」の開催

10月7日(火)に「企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会」(第1回)が開催されました。

2025年6月13日に成立した「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」において、「企業年金の加入者のための運用等の見える化」(情報開示)として、厚生労働省が各企業年金から提出を受ける業務報告書等の内容を基に情報を集約し、公表することとされています。

これに加え、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025」等において、企業型DCの適切な商品選択の推進のための取組、DBのインフレ抵抗力が確保されるための事例の整理等について盛り込まれています。

これらを踏まえ、「企業年金の加入者のための運用等の見える化」の具体化に向けた検討を行うとともに、企業年金の運用に関連した企業型DC・DBそれぞれの取組を進めることに資するよう、関連分野の有識者からなる懇談会を開催することとされています。

議事は以下のとおりです。

1. 企業年金の加入者のための運用等の見える化の具体化について
2. 企業型DCの適切な商品選択のための取組・推進について 等

また、構成員は以下のとおりで、当日の会議の冒頭で、森戸構成員が座長に選任されました(森戸座長は、企業年金・個人年金部会の部会長でもあります)。

＜構成員名簿＞(五十音順・敬称略)

| 氏名 | 所属・役職 |
|-------|--------------------------|
| 大江 加代 | NPO 法人確定拠出年金教育協会理事兼主任研究員 |
| 川上 知紀 | トヨタ自動車企業年金基金常務理事 |
| 鮫島 正大 | 企業年金連合会理事長 |
| 藤澤 陽介 | 早稲田大学大学院会計研究科客員教授 |
| 本間 智克 | NEC 企業年金基金常務理事 |
| 森戸 英幸 | 慶応義塾大学大学院法務研究科教授 |
| 渡邊 絹子 | 筑波大学ビジネスサイエンス系准教授 |

なお、別紙にて議事の概要および議論の内容をまとめております。

また、厚生労働省のホームページに資料が掲載されていますので、以下のリンク先にてご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_64227.html

関連する年金通信については、以下のリンク先にてご確認ください。

【ご参考】

【シン・企業年金レポート】年金制度改正法案における私的年金の改正事項

<https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download/2031>

年金制度改正法の公布について

<https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download/2043>

以上

第1回企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会について(議事の概要・議論の内容)

2025年10月8日
第一生命保険株式会社
団体年金事業部

- 確定給付企業年金を「DB」、確定拠出年金を「DC」、個人型確定拠出年金を「iDeCo」と表記しています。
- 特に断りがない限り、本資料に記載の図表は企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会に提示された資料をもとに作成しています。

一生涯のパートナー

第一生命

 Dai-ichi Life Group

議事の概要 (1/4)

- 始めに、厚生労働省より座長の選任・資料1の説明があり、その後各構成員からコメントおよび質疑応答が行われました。
- 続いて、厚生労働省より資料2、資料3について説明があり、その後各構成員からコメントおよび質疑応答が行われました。

| 議事 | 概要 | | |
|---|---------------------------------------|---|---|
| <p>企業年金の加入者のための運用等の見える化 【資料1】</p> | <p>● 開示項目案の提示 【DB】(下線が新規報告事項)</p> | | |
| | 大項目 | 小項目 | 備考 |
| | 基本情報 | 基金名・事業所名、 <u>設立・実施形態</u> 、 <u>制度開始月</u> 、 <u>実施事業所数</u> 、 <u>加入者数</u> | |
| | 制度設計 | 年金支給期間、一時金選択の可否、給付設計、予定利率、掛金相当額(DC令第11条第2号の他制度掛金相当額) | 年金支給期間、一時金選択の可否、給付設計は、 <u>選択式での報告とするよう様式を変更</u> |
| | 給付実績 | 給付の件数(<u>新規の裁定件数含む</u>)、給付総額 | 老齢年金、老齢一時金、脱退一時金の別 |
| | 財政状況 | 積立状況(積立金、責任準備金、最低積立基準額) | 責任準備金、最低積立基準額に対する積立金の率を含む |
| | | 掛金拠出状況(標準掛金、特別掛金等)、成熟度 | 成熟度は、給付額÷掛金額による |
| | 資産運用状況 | 運用方針(<u>運用の基本方針</u> 、期待収益率、リスク) | 運用の基本方針は、事業報告書の添付資料とする |
| | | 資産構成割合(国内外の株式・債権、一般勘定、短期資産、その他資産)、自家運用の有無、運用実績(報酬控除前後の運用利回り) | 運用実績は、単年度及び5年平均 |
| | | 実施体制(総幹事会社名、資産運用委員会の設置の有無、 <u>専門性の確保</u> ・ <u>向上の取組</u> 、運用コンサルタント会社の活用の有無) | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・基金名・事業所名、制度の基本情報等・・・全DBが開示対象 ・制度設計や給付実績、財政状況、資産運用状況といった概況やその詳細・・・「加入者数100名以上又は資産額10億円以上」のDBが開示対象 ・上の要件に満たないDBの財政情報、運用情報、給付実績等の数値に関する情報は、一律非開示情報 ・規模要件以上であっても項目別に見たときに個人情報保護等の観点から非開示とすべき場合があると考えられるため、項目別に開示する基準を定め、当該項目について数値等とする。(対象者が10人未満の場合に非開示とする。) ・規模要件や開示基準の判定は、事業年度ごとの報告内容に基づき行う。 | | | |

議事の概要 (2/4)

| 議事 | 概要 | | |
|--------------------------------------|--|---|------------|
| 企業年金の加入者のための運用等の見える化 【資料1】 | ●開示項目案の提示 【DC】(下線が新規報告事項) | | |
| | 大項目 | 小項目 | 備考 |
| | 制度情報 | 規約名、規約承認番号、 <u>制度開始月</u> 、事業年度開始年月日、事業年度終了年月日、 <u>実施形態</u> 、運営管理機関名（ <u>商品選定・提示業務を行う機関</u> 、 <u>記録関連業務を行う機関</u> ） 加入者数、 <u>加入者の平均年齢</u> 、 <u>運用指図者数</u> 掛金総額(事業主掛金、加入者掛金の別)、加入者掛金拠出人数、加入者掛金拠出者の割合 | |
| | 運用の方法・運用の指図にかかる情報 | 運用の方法ごとに、商品名、元本確保型か否かの分類、種類、資産額、 <u>加入者数</u> 、 <u>運用指図者数</u> 、 <u>選定年度(来分のみ)</u> 、 <u>除外済みか否か</u> <u>運用実績(運用利回り平均)</u> | 各DCの全体の平均値 |
| | 指定運用方法の状況 | 提示の有無、商品名、種類、指定運用方法の適用人数、指定運用方法の適用資産額、当該指定運用方法を選定した年度 | |
| | 加入者資格喪失者(離転職者)の情報 | 加入者資格喪失者(離転職者等)に占める特定運営管理機関に自動移換された者の割合 | |
| | その他 | 事業所の所在地(都道府県) | 検索項目として使用 |
| | ・事業所名・規約名は、規模によらず全件開示対象とする。 ・個人情報保護等の観点から、非開示とすべき項目を定め、数値等を非開示とする。 (対象者が10人未満の場合に非開示とする。開示基準の判定は、事業年度ごとの報告内容に基づき行う。) | | |

議事の概要 (3/4)

| 議事 | 概要 |
|---------------------------------------|---|
| <p>企業年金の加入者のための運用等の見える化 【資料1】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●新規報告項目の定義等案の提示 <ul style="list-style-type: none"> ・「設立・実施形態」は、「総合型」、「総合型以外」で分類。 <ul style="list-style-type: none"> ➢「総合型」の定義: 複数の厚生年金適用事業所の事業主によって共同して設立・実施されており、人的関係、資本関係が緊密でない複数の事業所の事業主により設立・実施されるもの。 ・DB制度の資産運用状況における「専門性の確保・向上の取組」に関する報告事項。 <ul style="list-style-type: none"> ➢積立金管理運用業務に関連する専門資格を有している者の有無、「有」の場合具体的な資格 ➢企業年金連合会等が実施する管理運用業務に関する研修受講歴を有している者の有無、「有」の場合具体的に受講した研修 ➢運用責任者又は運用担当者の中に、年金資産運用に関する実務経験(政策的資産構成割合の決定に従事若しくは関与する経験等)を概ね3年以上有している者の有無 ●今後のスケジュール <ul style="list-style-type: none"> 令和7年度内 新システム設計・開発のための要件整理、調達手続き等 令和8年度～ 新システム設計・開発、テスト等の実施 (令和8年～企業側や受託機関、運営管理機関等でのシステム対応等の準備期間) 令和9年度中 新システムの稼働(オンライン提出を開始)(新規報告事項を加えた様式による) <p>【報告書の様式・提出方法の変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢企業年金の運用等の見える化に当たっては、その目的に即して情報を適時開示していくため、毎年の報告書について電子的に提出されることが前提となる。 ➢DB制度における事業報告書・決算に関する報告書については、現在、紙での提出が主となっているところ、今後、オンラインでの入力又は所定レイアウトのCSVデータにより電子的に提出することを求める必要がある。 ➢DC制度における事業主の業務報告書については、現在もRKを通じて電子的に提出 ➢新規の報告事項を求めることから、企業側や受託機関、運営管理機関等におけるシステム改修も想定。 ➢関係機関における準備を円滑にする観点から、報告書の新たな様式及びCSV等のデータレイアウトについて、可能な限り早く提示予定。 |

議事の概要 (4/4)

| 議事 | 概要 |
|---|---|
| <p>適切な商品選択に向けた取組 【資料2】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●事業主の取組を推進するため、 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 厚労省HPにおいて、継続投資教育のページの充実を図る等、情報発信の拡充。 ➢ 事業主が取り組むべき事項を整理したガイドブックを作成し、厚労省HP、運営管理機関等を通じて周知。 ●運営管理機関に対しても、事業主と連携した加入者等の最善の利益を勘案した商品選定、適時適切な商品入替、効果的な投資教育の実施等を促すといったことを通じて、適切な商品選択に向けた取組を推進。 ●企業年金の運用等の見える化を通じて他社との比較や分析ができるような環境を整え、企業年金を行う主体やその加入者などが、加入者等の最善の利益のために運営を改善できるようにする。 |
| <p>確定給付企業年金(DB)におけるインフレ抵抗力の確保 【資料3】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●DB制度の枠組みにおいてインフレ抵抗力の確保にかかる対応として考えられる事例の共有。 <ol style="list-style-type: none"> ①DB制度は、労使間の合意に基づいて給付の水準を決定する仕組みであることから、インフレ等の経済動向を踏まえて、労使間の合意の下で経済情勢に応じた給付水準を決定(改定)すること。 <ul style="list-style-type: none"> - 給付額や給付額の基礎となる基準給与、支給乗率を引き上げること - CB (キャッシュバランス) プランにおける拠出クレジットや、ポイント制におけるポイント単価を増額すること - CBプランの再評価の指標(又はその上下限)の率を引き上げること ② DB制度の給付設計として、標準報酬等の実際に支払った賃金を基礎とする平均給与比例、最終給与比例方式等を採用すること。 ③ CBプランで、物価指数や国債金利等の経済指標を用いて再評価を行う仕組みを採用すること。 ④リスク分担型企業年金や運用実績を用いて再評価を行うCBプランを採用すること。 |

議論の内容

- 主な議論の内容は以下の通りです。

| 議事 | 主な意見 |
|----------------------------|--|
| 企業年金の加入者のための運用等の見える化 | <p>・新規でDBの項目に上がっている項目については、開示すべきではない。DBは退職金制度であり、報酬水準は社外秘。<u>DBは個々の事例に応じた制度で、労使合意のもとに水準を決めているもので、その水準を推測されるものは開示したくない、開示されるとしても制度設計や基礎率によって異なる数値になる掛金や給付水準の比較をしないと誤解を生む。</u></p> <p>・加入者のための見える化であるため、企業の報酬戦略という点もあるが<u>加入者にとって何が一番のメリットか考えることが重要。とはいえ、長期的に将来の潜在的加入者にとっての制度の持続可能性も重要。</u>開示が多いせいで、事務負担から制度導入をはばかることのないようにバランスを取るべきだ。</p> |
| 適切な商品選択に向けた取組 | <p>・地方厚生局で行われている実態報告については、貴重な情報だと思う。厳しい結果が出ているが、ここから改善していくものだと思う。</p> |
| 確定給付企業年金(DB)におけるインフレ抵抗力の確保 | <p>・DBは労使間の合意に基づくものと認識しているので、DBにおけるインフレ抵抗力の確保を一律に強制的に求めることは考えていない。インフレ抵抗性に資する対応とすると、さまざま考えられる中で足元の経済環境を踏まえて参考にしていただくために周知するもの。</p> |